

大阪市長・日本維新の会代表
橋下 徹 様

2012年9月29日

橋下氏の日本軍「慰安婦」問題に対する発言に抗議し、その撤回を求めます！

「慰安婦」問題解決オール連帯ネットワーク

共同代表 大森典子（弁護士・中国人「慰安婦」裁判弁護団長）
野平晋作（ピースボート共同代表）
持橋多聞（全造船関東地協戦後補償対策主任）

私たちは、2007年結成以来、研究者・弁護士・市民が連帯して日本軍「慰安婦」問題の解決のために活動している市民団体です。（賛同人全国300名余、賛同団体約40余で構成）

去る8月24日に行われた記者会見において、橋下氏は日本軍「慰安婦」問題に関し、河野談話を見直すべきであると発言されました。その発言に対して、私たちは以下のように抗議し、撤回を求めます。

- 1、その理由について、橋下市長は、まず、連行の強制性については、安倍晋三内閣総理大臣（当時）が、2007年3月16日、衆議院議員辻元清美氏の質問主意書に対する答弁書の中で、1993年8月4日の河野洋平官房長官談話（「河野談話」）の公表までに発見された資料の中には、「軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述も見当たらなかった」と述べているところ、上記答弁書は閣議決定を経ているのに対し、河野談話は閣議決定を経していないのであるから、答弁書のこの指摘は重視されるべきであり、その観点から河野談話は見直すべきであること、さらに、軍が慰安婦又は慰安所の管理に関与していたのは慰安所の秩序又は公衆衛生上の問題から当然のことであること、慰安婦又は慰安所でのことは、単に倫理上の問題にすぎず謝罪すべきことではない旨、発言している。
- 2、しかし、答弁書で「官房長官談話は、閣議決定はされていないが、歴代の内閣が継承しているものである。」「政府の基本的立場は、官房長官談話を継承しているというものであり、（以下略）」と述べている。河野談話は歴代内閣が踏襲し、日本政府の基本的立場としていることは、閣議決定を経た答弁書自身が認めていることである。河野談話は、日本政府の基本的立場として国内外を問わず公式に表明してきており、日本政府の国際公約といえるものである。
- 3、河野談話は「その募集、移送、管理等も、甘言、強圧による等、総じて本人たちの意思に反して行われた。」「（募集について）さらに官憲等が直接これに加担したこともあった」と述べている。他方、答弁書は「強制性
に関し、「慰安婦問題については、政府において、平成3年12月から平成5年8月まで関係資料の調査及び関係者からの聞き取りを行い、これらを全体として判断した結果、同月4日の内閣官房長官談話（中略）のとおりとなったものである。」と述べているのである。すなわち、閣議決定を経た答弁書においても、「強制性」に関して否定せず、河野談話の上記見解を踏襲しているのである。
橋下市長は、答弁書が「軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述も見当たらなかった」と記述されていることを指摘し、河野談話を見直すべきであると述べている。しかし、上記のとおり、閣議決定を経た答弁書も河野談話の見直しの必要性に

言及せず、むしろ河野談話は政府の基本的立場であると明言しているのであるから、閣議決定を経た答弁書は、河野談話の見直しの根拠とはならない。

4、橋下市長の発言のより根本的な問題は、慰安婦又は慰安所でのことは、単に倫理上の問題にすぎず謝罪すべきことではない旨を述べていることにある。すなわち、「慰安婦」とされた被害者への加害と被害の事実に対する認識の欠如と、それを重大な人権侵害であると捉えることができない人権感覚の欠如こそ最も批判されるべき点である。

そもそも、日本軍「慰安婦」問題は、「慰安婦」とされた被害者が「慰安所」において、逃げ出すこともできず、拒絶する自由も奪われ、性奴隷状態を強制されたという重大な人権侵害であるところに本質的な問題がある。そのため、河野談話では、「当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題」であり、日本政府は、「出身地のいかに問わず、いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し心からお詫びと反省の気持ち」を表明したのである。

この河野談話について、謝罪をすべきではないという方向性で見直しを唱えることは、「慰安婦」とされた被害者の置かれていた実態に関する事実認識の欠如と、それを重大な人権侵害であると把握できない人権感覚の欠如を自ら露呈したものである。

5、日本国憲法は、個人の尊厳を中核とする基本的人権の尊重を基本原理の一つとし（憲法13条、11条、97条）、公務員はその憲法を「尊重し擁護する義務を負う（99条）。本来、市長や政治家は、事実に誠実に向き合い、豊かな人権感覚を兼ね備えていることが資質として求められる。しかし、橋下氏の発言をみると、橋下氏には市長や政治家としての資質が欠如し、また、日本国憲法を尊重する姿勢に問題があるのではないかとの疑問を生じさせるものであると言わざるを得ない。

6、以上の理由により、橋下氏の24日の記者会見での発言について強く抗議し、発言の撤回を求めるものである。

（注）後ろに参考資料を添付する。

「慰安婦」問題解決オール連帯ネットワーク

連絡先：新宿区高田馬場3-13-1-B1

ピースボート気付（野平）

Tel：03-3362-6307

Fax：03-3363-7562

Email：all.rentai.net@gmail.com

参 考 資 料

【I】いわゆる安倍内閣の閣議決定、該当箇所

辻元清美君提出安倍首相の「慰安婦」問題への認識に関する質問に対する答弁書

(2007年3月16日)

一の1から3までについて

お尋ねは、「強制性」の定義に関連するものであるが、慰安婦問題については、政府において、平成三年十二月から平成五年八月まで関係資料の調査及び関係者からの聞き取りを行い、これらを全体として判断した結果、同月四日の内閣官房長官談話（以下「官房長官談話」という。）のおおりのものとなる。また、同日の調査結果の発表までに政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述も見当たらなかったところである。

調査結果の詳細については、「いわゆる従軍慰安婦問題について」（平成五年八月四日内閣官房内閣外政審議室）において既に公表しているところであるが、調査に関する予算の執行に関する資料についてはその保存期間が経過していることから保存されておらず、これについてお答えすることは困難である。

中略)

三の1について 官房長官談話は、閣議決定はされていないが、歴代の内閣が継承しているものである。

三の2について 政府の基本的立場は、官房長官談話を継承しているというものであり、その内容を閣議決定することは考えていない。
(以下、略)

【II】連行時の形態について

1、軍や官憲による強制連行の記述が見当たらない、について

1 その後の調査による軍・官憲による強制連行の記録

1993年8月までに政府が発見した資料の中には強制連行の記述がなかったとしても、それ以降の調査研究の結果、インドネシアのスマラン事件をはじめ、東京裁判の証拠資料、オランダ政府調査資料等、軍・官憲による強制連行の文書資料が存在する。(注1)

2 裁判の判決により認定された、軍の強制連行の事実

10件の「慰安婦」裁判のうち8件の判決で、被害者の「証言を精査して一人ひとりの被害事実が認定されている。特に中国人裁判の場合は殆どすべての原告が、軍による拉致・監禁・連日の強姦（いわゆる慰安婦状態）という記述で事実認定されている。以下は一例。(注2)

・李秀梅さん（当時15歳）は「日本軍兵士らによって自宅から日本軍の駐屯地のあった進圭社に拉致・連行され、駐屯地内のヤオドンに監禁された」（中国人一次裁判東京高裁判決）。

精査された証言は、証拠となりうる。

2、強制連行（拉致・脅迫）と他の連行（詐欺・甘言・人身売買）は、法的に区別はない。

①「醜業をおこなわしむる為の婦女売買取締に関する国際条約」（日本1925年加入）

第2条。「何人たるを問わず他人の情欲を満足せしむる為、醜業を目的として、詐欺に依り、又は暴行、脅迫、権力濫用その他一切の強制手段を以て、成年の婦女を勧誘し、誘引し、又は拐去したる者は…罰せらるべし」

2 当時の国内法「刑法226条

3 帝国外に移送する目的を以て、人を略取又は誘拐したる者は2年以上の有期懲役に処す。

帝国外に移送する目的を以て、人を売買し又は被拐取者若くは被売者を帝国外に移送したる者亦同じ。

「略取」は暴行・脅迫の手段により、「誘拐」は詐欺・誘惑（甘言）などの手段により連行・支配することである。この国外移送誘拐罪で処罰された例がある。暴力的強制連行だけを問題にすることは意味がない。

3、「詐欺による連行」の実態は強制連行である（裁判の事実認定より）

・李貴分 12歳の時、戸外で遊んでいたところ、お父さんが呼んでいると声をかけられ、騙されて連れて行かれた下宿屋に監禁された後、台湾の慰安所に連れて行かれた。（韓国遺族会裁判 高裁判決）

・李順徳 17・8歳の時、道端で甘言によって誘われ、ついていくことにしたが、父母に挨拶してからと懇願しても「時間がない」と男に手を引っ張られ、恐ろしく恥ずかしくてそのまま泣きながら連れて行かれた。その途中、その男の前を歩かされ、旅館に集められた。部屋は外から鍵がかけられ、列車で上海に連行された。（関釜裁判、山口地裁下関支部判決）

こうした本人でなくては語れない証言から事実が浮かび上がる。植民地では大騒ぎになる暴力的連行より貧しい少女を騙す方が簡単であり、一旦連れ出したら即（そく）「強制連行」という手口で、より狡猾な方法であるといえよう。

4、募集についても、軍が関与。

橋下氏は、募集は業者によるもので軍は関係がない、証拠がないと発言しているが、政府調査の結論である第2次調査公表時の発表文「いわゆる従軍慰安婦問題について」は、以下のように述べる。（注3）

（7）慰安婦の募集 — 慰安婦の募集については、軍当局の要請を受けた経営者の依頼により斡旋業者らがこれに当たることが多かったが、その場合も戦争の拡大とともにその人員の確保の必要性が高まり、そのような状況の下で、業者らが或いは甘言を弄し、或いは畏怖させる等の形で本人たちの意向に反して集めるケースが数多く、更に、官憲等が直接これに加担する等のケースもみられた。

【Ⅲ】「慰安婦」問題の本質—慰安所での強制について

橋下氏は、衛生上・秩序上、「軍の関与

は必要とし、その点でのみ「河野談話」を評価しているが、「河野談話」における「軍の関与」は単に管理だけではなく、慰安所制度の創設、設置、募集、管理、移送の直接・間接関与、つまり主体的関与を認めていることに言及しない。

また、その管理にしても衛生上の管理だけでなく、経理・運営、「慰安婦」の管理も行なった。

1、性奴隷に当たる「慰安婦」

1 日本における認識

廃業の自由もなく性行為を強制され、逃亡はおろか外出等生活も管理された強制的な状況、重大な人権侵害であったと公的に認めている。

・「常時軍の管理下において、軍と共に行動させられており、自由もない、痛ましい生活を強いられていたことは明らかである」（内閣外政審議室「いわゆる従軍慰安婦問題について」）

・「慰安所における生活は、強制的な状況の下での痛ましいものであった」、「当時の軍の関与の下に多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題である。」

（「河野談話」）

- ・「極めて反人道的かつ醜悪な行為」「ナチスの蛮行にも準ずべき重大な人権侵害」（関釜裁判下関判決）
- ・「著しく常軌を逸した卑劣な蛮行というほかはなく、被害者らが被った精神的被害が限りなく甚大で…」（山西省裁判 東京地裁）

2 国際社会における認識

- ・（例）国連人権小委員会 マクドゥーガル報告（1998）。以来、性奴隷制という用語・認識が定着。

第2次大戦中に「慰安所」で行われた女性たちの奴隷化と強かんについて、日本政府が現在どのような法的責任を負っているか、を判定しようとするものである。責任を問う根拠はいろいろありうるが、特に、奴隷制、人道に対する罪、戦争犯罪という最も重大な国際犯罪に対する責任に焦点をあてる。

- ・ その他、国連人権委員会（人権理事会）、女性差別撤廃委員会・自由権規約委員会・社会権規約委員会など各人権条約委員会の勧告が相次ぎ、さらに、アメリカ・オランダ・カナダ・EU・韓国議会・台湾立法院等が「慰安婦」問題の解決への決議が採択されている。ここではどれも連行の形態を問題にしていない。

【IV】最後に、立論の問題点について

1、強制（暴力的）連行の有無に特化する立論

今まで何度も繰り返されてきたこの立論は、木を見て森を見ない立論であり、以上見てきたように「慰安婦」問題の本質から目をそらさせ、ひいては日本の責任を免罪する立論である。

2、閣議決定や河野談話の恣意的な一部引用、言い換え

閣議決定の「記述」を「証拠」と言い換えたり、全体から一部だけ引用、強調するのは、恣意的立論であり、自己矛盾にさえ陥っている。河野談話の引用も同様である。

3、発言の前に

河村たかし市長に「歴史的事実について発言するなら知見も踏まえ、慎重にするべきだ」と述べられたというその見識を自らに課し、「慰安婦」問題の調査・研究の基本的成果だけでも目を通してから発言すべきである。何より各国被害者の生の言葉に耳を傾けてほしい。その点、今回、被害者に会う意思を表明されたことを歓迎したい。

以上。

★（注1）：吉見義明『日本軍「慰安婦」制度とは何か』岩波ブックレット（2010）

『戦争責任研究』56号（2007年）、同4号（1994年）

（注2）：坪川宏子・大森典子『日本の司法が認定した「慰安婦」』かもがわ出版（2011）

（注3）：内閣官房内閣外政審議室「第2次調査公表時の発表文 いわゆる従軍慰安婦問題について」

他：吉見義明『従軍慰安婦』岩波新書（1995）

：アジア女性基金デジタル記念館にすべての政府調査資料が載っている。

：石原信雄「基金設立と活動の骨格づくりにかかわった人々」アジア女性基金デジタル記念館

（「慰安婦」被害者16人のヒヤリングの真実性、河野談話は、内閣の意思・責任で出した談話）